

聖籠町国際交流検討委員会条例をここに公布する。

平成二十五年五月三十日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第二十号

聖籠町国際交流検討委員会条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百十八条の四第三項の規定に基づき、聖籠町国際交流検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 委員会は、町長の諮問に応じ、町の国際交流の在り方及び今後の方向性について調査及び検討し、その結果を町長に答申する。

(組織)

第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

一 学識経験者

二 関係機関の職員

三 一般町民

四 前三号に掲げる者のほか、町長が必要と認めたる者(任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は会務を掌理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第七条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。